合奏曲『初等音楽科内容研究実践組曲』の創作・演奏・鑑賞について

山口　哲人

本組曲は，２０１７年に改訂された『小学校指導要領』の第２章第６節音楽における「第１　目標」に記載された曲の目標及び「第２　各学年の目標および内容」に則り作曲された。

３つの各楽章は，タイトルとなった上記要領それぞれの学年にふさわしい内容にするため，構成・難易度等を配慮して（指導事項や、学ぶべき音符・休符・記号や音楽にかかわる用語等も含めて）つくられている。

また，打楽器合奏曲であるが，たんに「A 表現（２）器楽の活動」における演奏のための教材としてではなく，「A（１）歌唱の活動」，「A（３）音楽づくりの活動」及び「B 鑑賞」においても使用可能な総合的音楽教育教材として製作された。

第Ⅰ楽章「第１学年及び第２学年」

この楽章は，３つの部分に分けられる。

第一の部分では，全員タンバリン等の膜質打楽器を用い，『小学校指導要領 第２章 第６節 音楽　第２　各学年の目標及び内容　２内容　A 表現（２）器楽の活動　ウ　思いに合った表現をするために必要な技能を身に付けること』の中の（ア）「範奏を聴いたり，リズム譜などを見たりして演奏する技能」を養うため，第一奏者のリズムを模範として，他の奏者がそれを聴きながら，あるいはリズム譜を見ながら様々な変容をしてゆく。詳しく言うと「範奏の摸倣」「変化した音楽要素（リズム・強弱・音数や音価の増減等＝リズムの対位法的動向）の聴き取りと模奏」の実践である。

第二の部分では，休符や楽器の音色について関心が払われる。『小学校指導要領　第２章第６節　音楽　第２　各学年の目標及び内容　２内容　A 表現(２)器楽の活動　イ　（ア）曲想と音楽の構造との関わり　及び（イ）楽器の音色と演奏の仕方との関わり に気付くこと』や，『同上　ウ　思いに合った表現をするために必要な技能を身に付けること』の中の（イ）「音色に気を付けて，旋律楽器及び打楽器を演奏する技能」，（ウ）「互いの楽器の音や伴奏を聴いて，音を合わせて演奏する技能」を培うためのものである。具体的には，各奏者が休符や音色を楽器演奏中に言って確認する作業を取り入れた。その結果，『同上　（３）音楽づくりの活動　ア　音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら，（ア）「音遊び通して，音楽づくり発想を得ること」及び（イ）「どのように音を音楽にしていくかについて思いをもつこと」をできるようにすること』，さらには『同上　イ（ア）「声や身の回りの様々な音の特徴」について，それらが生み出す面白さなどと関わらせて気付くこと』等が体感出来るようになっている。

さらに，昨今巷間で話題となった「うんこドリル」の手法もこの部分では採り入れられ（音符・休符や音色を言葉にして学習させると共に，思いがけない言葉になる愉しさを盛り込んだ），児童が楽しく学習できるよう工夫が凝らされている。

第三の部分では，普段音楽教室には配備されていない楽器とは認められないような音の出る玩具等を用いた楽曲構成を試みた。第二部同じく技能の習得と共に，『同上　（３）音楽づくりの活動　ウ　発想を生かした表現や，思いに合った表現をするために必要な（ア）「設定した条件に基づいて，即興的に音を選んだりつなげたりして表現する技能」を身に付けること』が達成できるよう配慮した。しかしたんに「即興的」であるだけでなく，不可逆リズム（ぶうぶうピッグ，あひるガーガーホイッスル，びっくりチキン小、ラバー・ダック等はいわゆる不可逆の鏡面リズム構造となっている）や拡大・縮小形によるリズムカノン（例えば，びっくりチキン中とピンポン・ブーはリズム主題の２倍拡大形のカノンであり，さらにその２倍の音価のリズムカノンがびっくりチキン大によって演奏される）等の高度な作曲技法によって構成されている。

この曲は，鑑賞教材としても『小学校指導要領　第２章　第６節　音楽　第２　各学年の目標および内容　３　内容の取り扱い』に記述されている（３）「鑑賞教材は　イ　音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく，聴く喜びを深めやすい曲　ウ　楽器の音や人の声が重なり合う響きを味わうことができる，合奏，合唱を含めたいろいろな演奏形態による曲を取り扱う」という条件を満たしている。

第Ⅱ楽章「第３学年及び第４学年」

この楽章は，ゆったりとした３拍子，ハ長調の曲である。おもに「響きを聴く」「それぞれの楽器の音色を感じる」「お互いの音を聴きつつアンサンブルを楽しむ」ことを目的として，完全協和音程（完全５度）の響きによる鉄琴を中心とした楽器編成による硬質かつ清らかなサウンドづくりを心がけた。

『小学校指導要領　第２章　第６節　音楽　各学年の目標および内容　２内容　A 表現（２）器楽の活動』の内容のほぼ全ての指導事項に合致するように作曲されている（以下に指導要領原文を掲載する）。

ア　器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，曲の特徴を捉えた表現を工夫し，どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ　次の（ア）及び（イ）について気付くこと
（ア）曲想と音楽の構造の関わり

（イ）楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

ウ　思いや意図に合った表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身に付けること
（ア）範奏を聴いたり，ハ長調の楽譜を見たりして演奏する技能
（イ）音色や響きに気を付けて，旋律楽器及び打楽器を演奏する技能
（ウ）互いの楽器の音や副次的な旋律，伴奏を聴いて，音を合わせて演奏する技能

第Ⅲ楽章「第５学年及び第６学年」

この楽章は，『小学校指導要領　第２章　第６節　音楽　各学年の目標および内容　２内容』中の，第５学年及び第６学年指導要領に忠実に沿って書かれた。始終同じ速度の４分の４拍子で，M・ラヴェル作曲「ボレロ」のように，同じリズム・２種類のメロディの交互の繰り返しによって曲が構成されている。

指導要領の「A　表現」のうち，「（１）歌唱の活動を通して身に付けることができるよう指導する」事項に関しては，第Ⅰ楽章と同様に，器楽曲ではあるが人声による歌唱表現をとり入れることで（第Ⅲ楽章の主旋律として「初等音楽科内容研究」という言葉を音化して歌う），指導要領の「ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，曲の特徴にふさわしい表現を工夫し，どのように歌うかについて思いや意図をもつこと」,「イ　曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること」及び「ウ　思いや意図に合った表現をするために必要な“範唱を聴いたり，ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能”“各声部の歌声や全体の響き，伴奏を聴いて，声を合わせて歌う技能”を身に付けること」に対応できるよう配慮している。

また，指導要領「A　表現」の，「（２）器楽の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する」事項に関しては，「ア　器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，曲の特徴にふさわしい表現を工夫し，どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと」,「イ　曲想と音楽の構造との関わり及び多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わりについて理解すること」及び「ウ　思いや意図に合った表現をするために必要な（ア）範奏を聴いたり，ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能,（イ）音色や響きに気を付けて，旋律楽器及び打楽器を演奏する技能 ，（ウ）各声部の楽器の音や全体の響き，伴奏を聴いて，音を合わせて演奏する技能を身に付けること」について体現出来るよう，上記第Ⅲ楽章主旋律と同じリズムパターンを担当する打楽器パートが，単に全員で同じリズムを演奏するのではなく，クラベスとカウベルのように主題をバラバラに分解し，複雑なリズムの絡み合いや音色の変化を得られるようにし，合奏するとはじめて主旋律

のリズムだと気付くようにしたり，鍵盤ハーモニカ等によって演奏されるハ長調の副旋律を（これは第Ⅱ楽章のメロディの変容でもある），３度の並進行による，いわゆる「ハモり」を追加したり，短調として聴くことができるよう（イ短調），反行形を使用したりして，多様な聴感覚を育てながら演奏できるようにしたりする工夫を凝らしている。

この作曲上の工夫は，学習指導要領の「A　表現」における「（３）音楽づくりの活動を通して，身に付けることができるよう指導する」事項のうち，　アの（イ）「ア　音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら，音を音楽へと構成することを通して，どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつことをできるようにすること」及びイの（ア）と（イ）「いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴及び音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴についてそれらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて理解すること」更にはウの（ア）と（イ）「発想を生かした表現や，思いや意図に合った表現をするために必要な設定した条件に基づいて，即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能及び音楽の仕組みを用いて，音楽をつくる技能を身に付けること」にも相応すると考えられる。

基本的にこの楽章は，メロディ・リズム共に「ラテン音楽」により構成されている。また，即興演奏や歌唱演奏における歌詞の変更，バンダ（別動演奏隊）の配置等も許されており，『同上　３　内容の取り扱い』に記されている「（２）主となる器楽教材については，楽器の演奏効果を考慮し，簡単な重奏や合奏などの曲を取り扱う」及び「（３）鑑賞教材は，ア（前略）諸外国の音楽など文化との関わりを捉えやすい音楽，人々に長く親しまれている音楽など，いろいろな種類の曲，イ　音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく，聴く喜びを深めやすい曲，ウ　楽器の音や人の声が重なり合う響きを味わうことができる，合奏，合唱を含めたいろいろな演奏形態の曲を取り扱う」という事項においても適切な効果が発揮されることが想定できる。

Instrumentation

第1楽章

だがっき１　タンバリン、びっくりチキン中

だがっき２　タンバリン、ぶうぶうピッグ

だがっき３　タンバリン、トライアングル、フロック・ギロ、
あひるガーガーホイッスル、びっくりチキン大、魚板

だがっき４　タンバリン、トライアングル、フロック・ギロ、
びっくりチキン小、ピンポンブ―、ホイッスル

だがっき５　タンバリン、ウッドブロック、ラバー・ダック、ホイッスル

第2楽章

打楽器１　鍵盤ハーモニカ

打楽器２　卓上鉄琴

打楽器３　卓上鉄琴

打楽器４　グロッケンシュピール

打楽器５　卓上木琴

第3楽章

打楽器１　卓上木琴

打楽器２　マラカス、卓上木琴、ウッドブロック、タンバリン

打楽器３　カウベル

打楽器４　クラベス、鍵盤ハーモニカ、マリンバ

打楽器５　ボンゴ

「初等音楽科内容研究」実践組曲

打楽器アンサンブルのための

作曲：山口 哲人

第1楽章「第1学年及び第2学年」

えんそうをきいてまねしてみよう！

いきいきと、たのしく ♩= 144～168 ca.

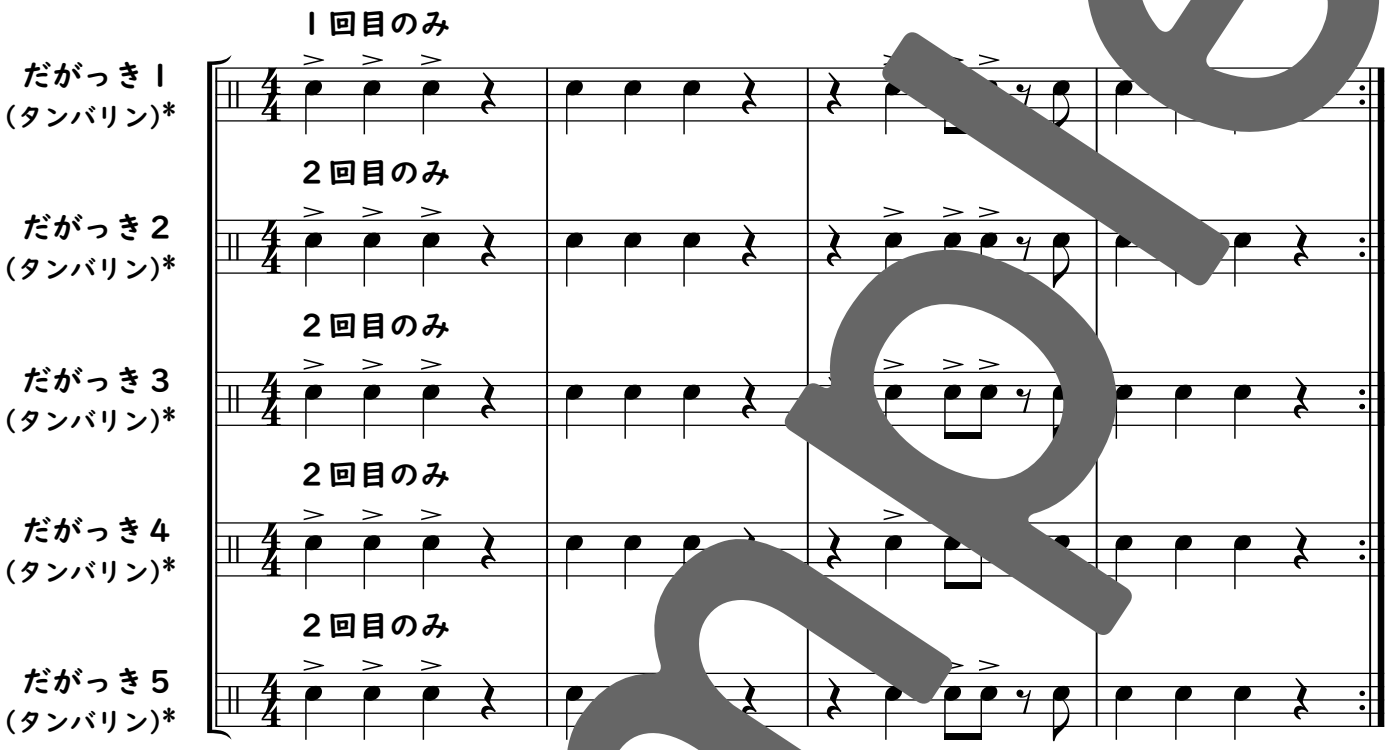

*タンバリンなどの膜質打楽器、バラ　用いてもよい

へんかしたリズムもききとれるか

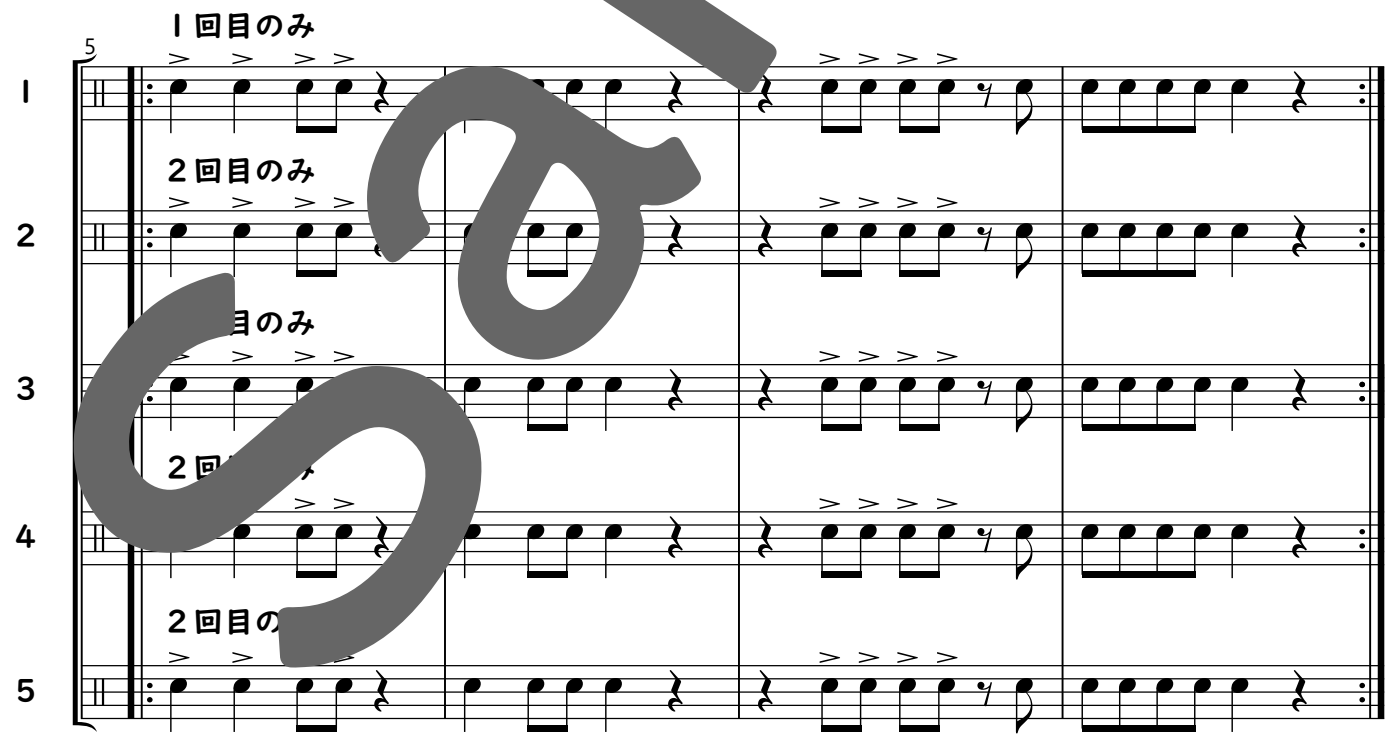

Sample

© 2025 MAESTRO, Inc.

強弱をつけてみましょう！

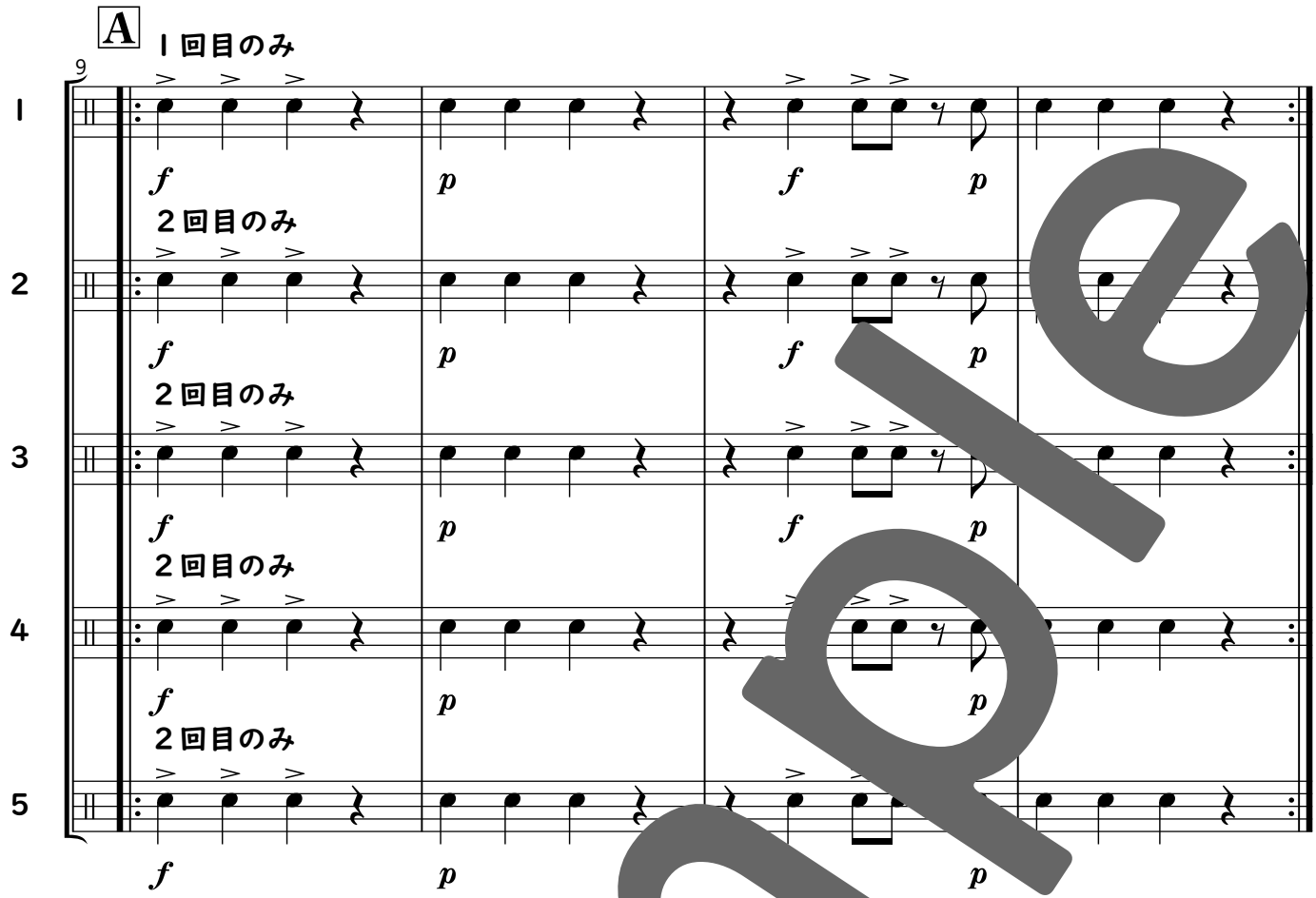

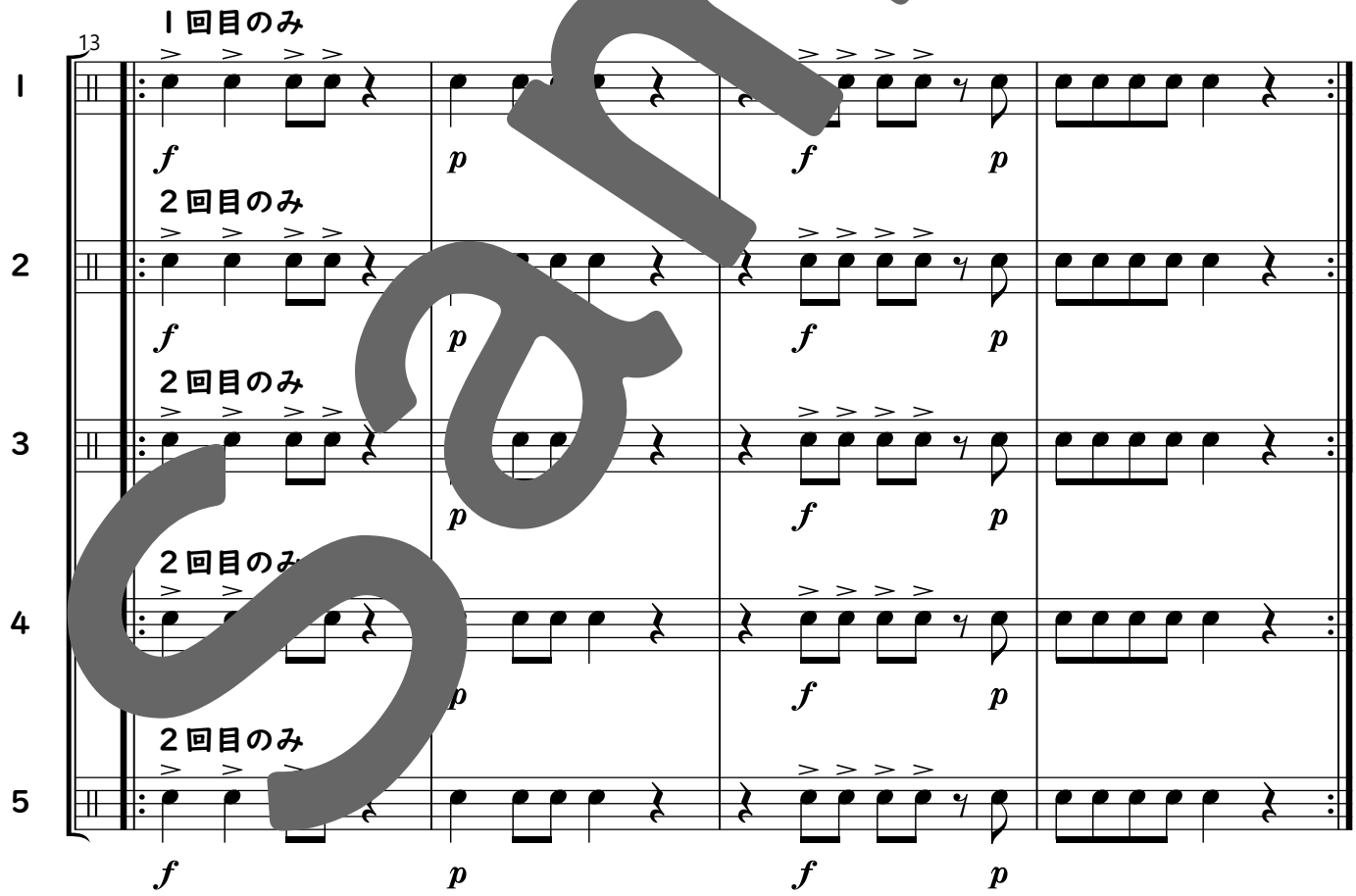

Sample

きいてすぐまねしてみよう！

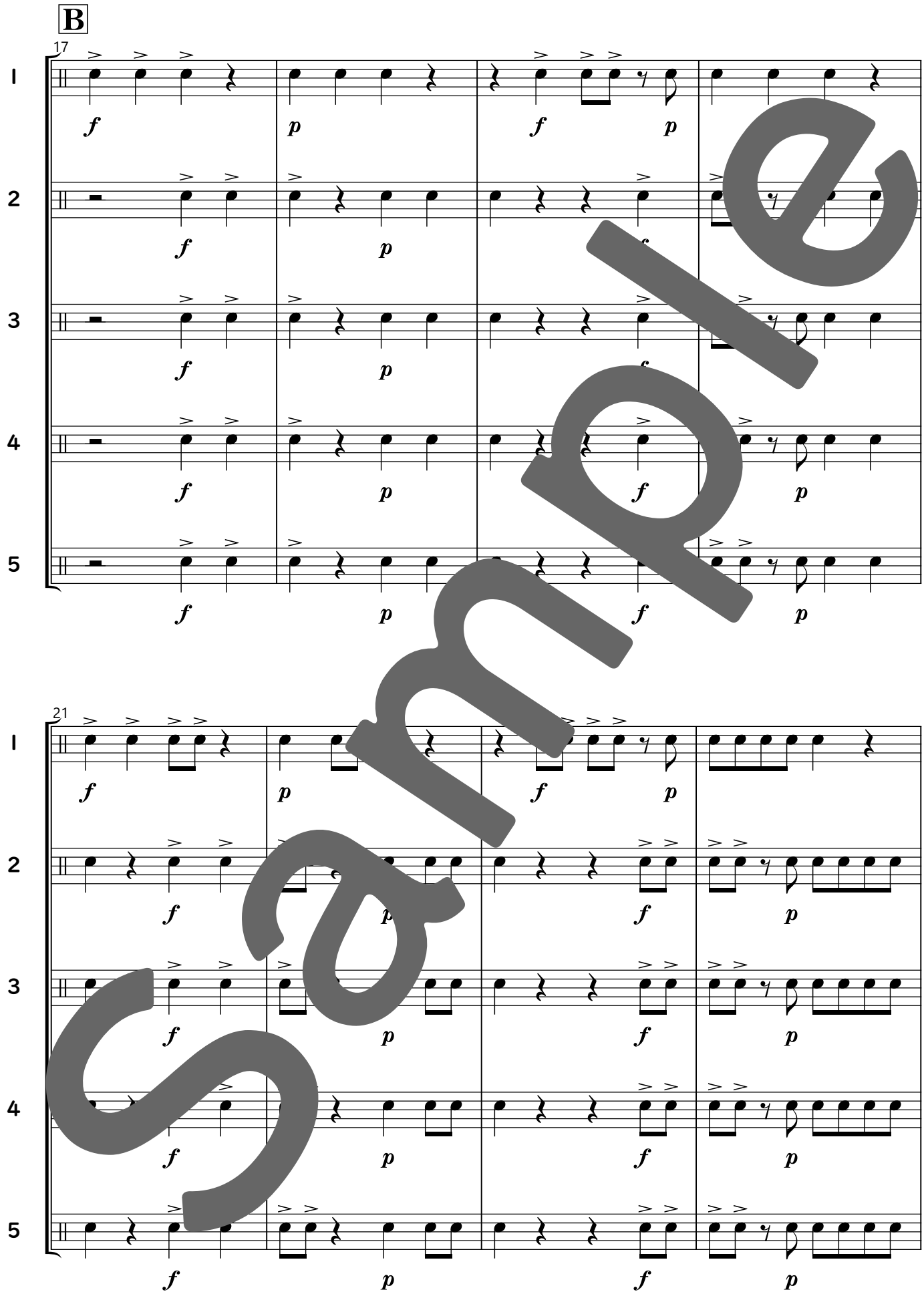

Sample

MAESTRO

Artistic music Publisher

「初等音楽科内容研究」実践組曲

打楽器アンサンブルのための

作曲：山口 哲人

第2楽章「第3学年及び第4学年」

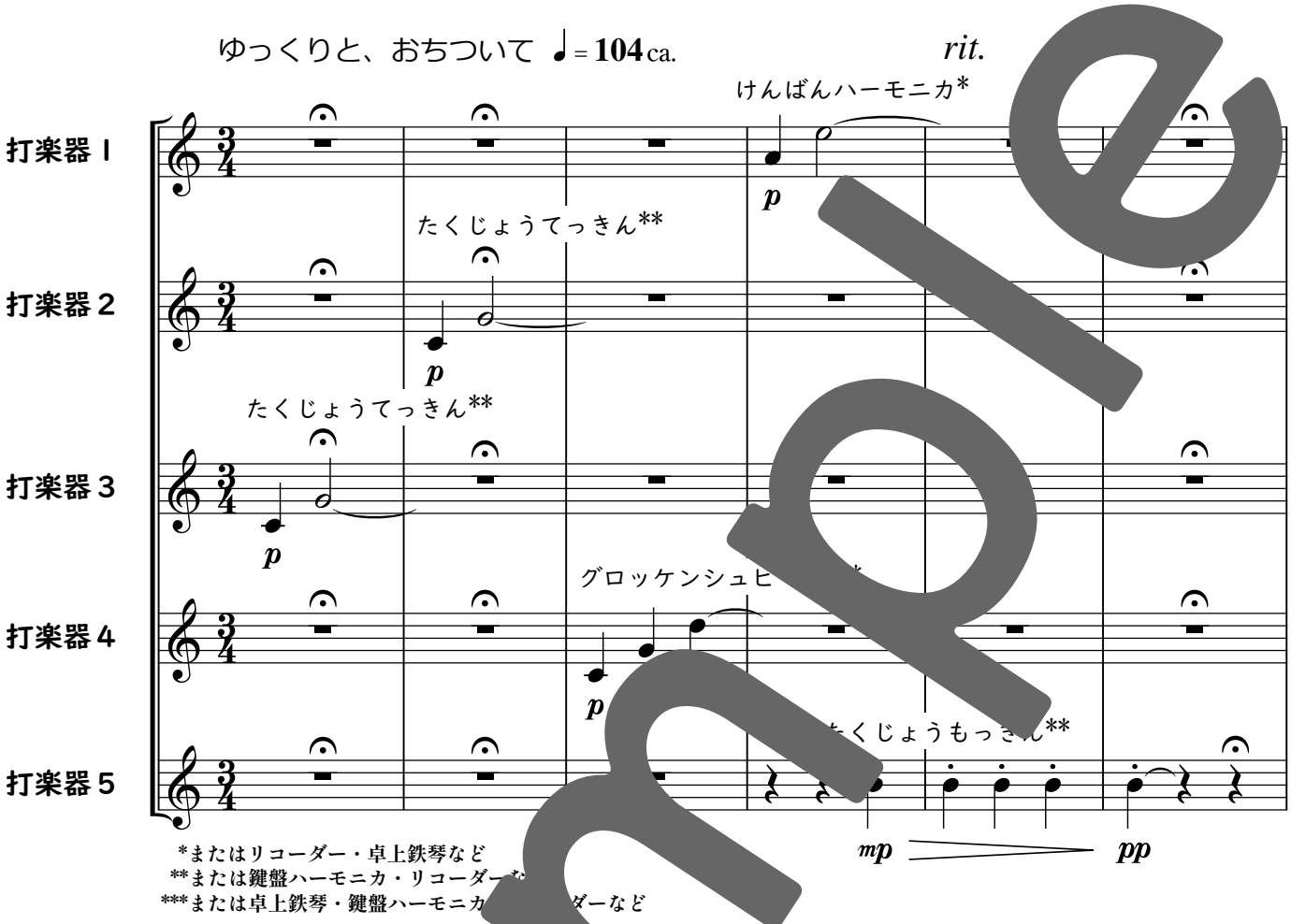

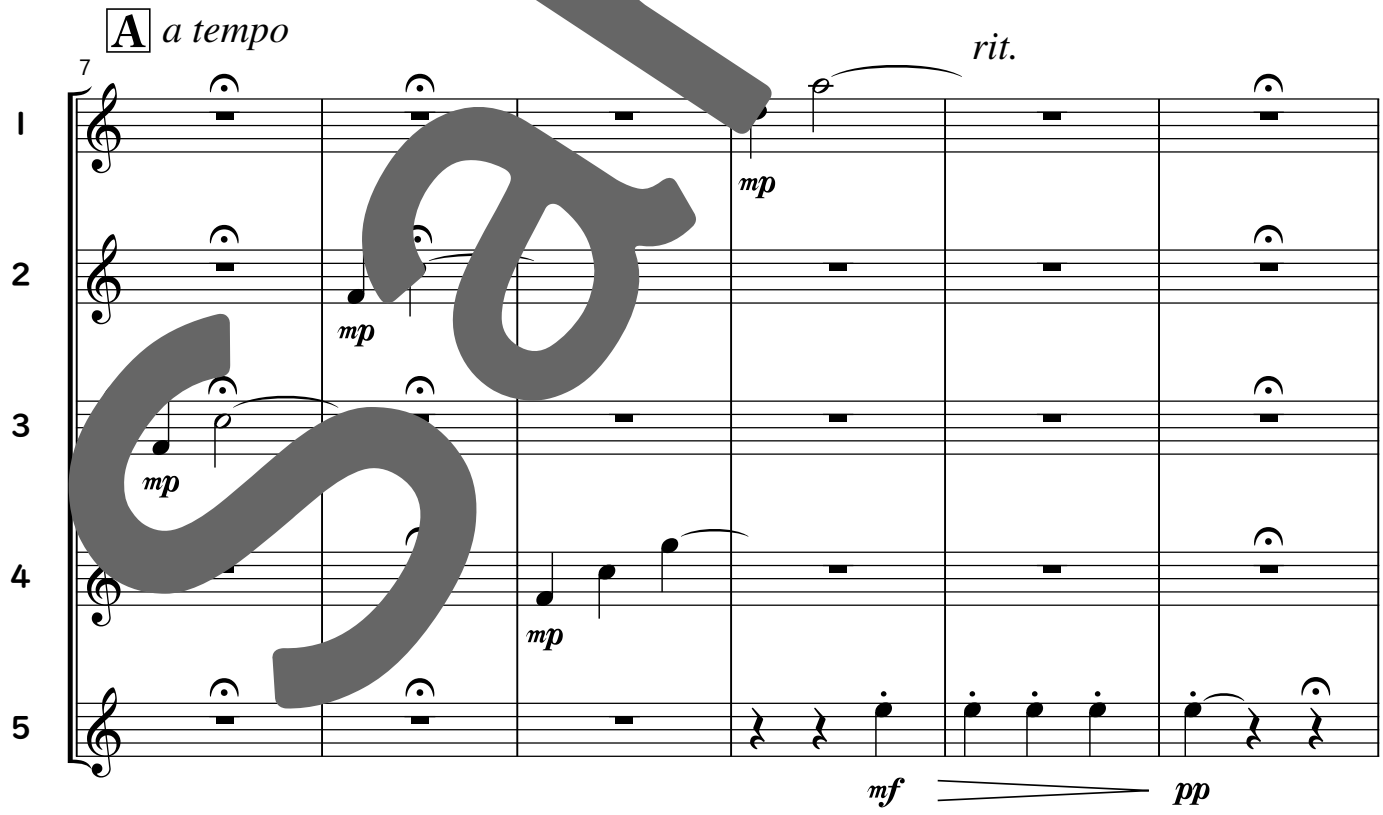

Sample

© 2025 MAESTRO, Inc.

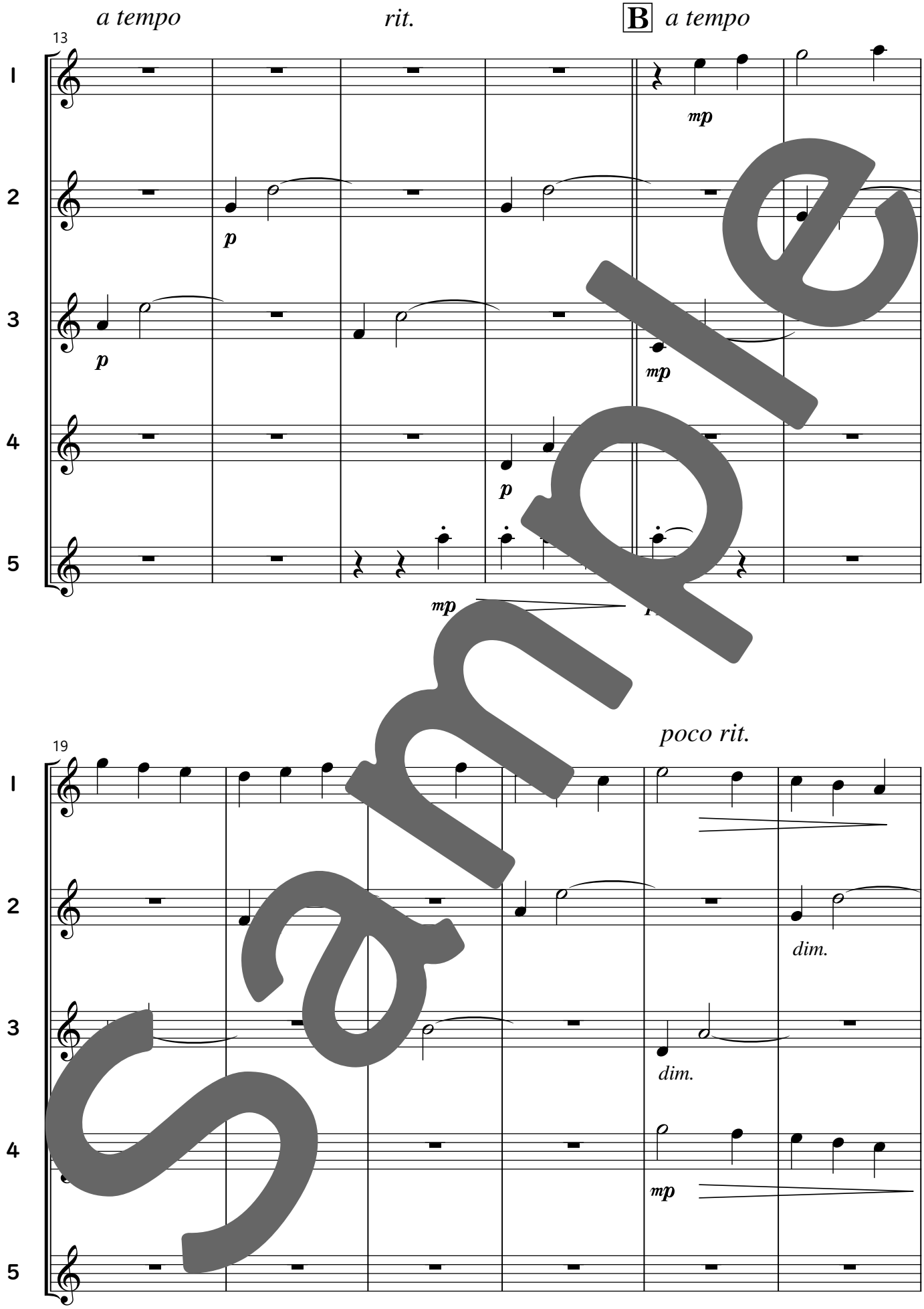

Sample

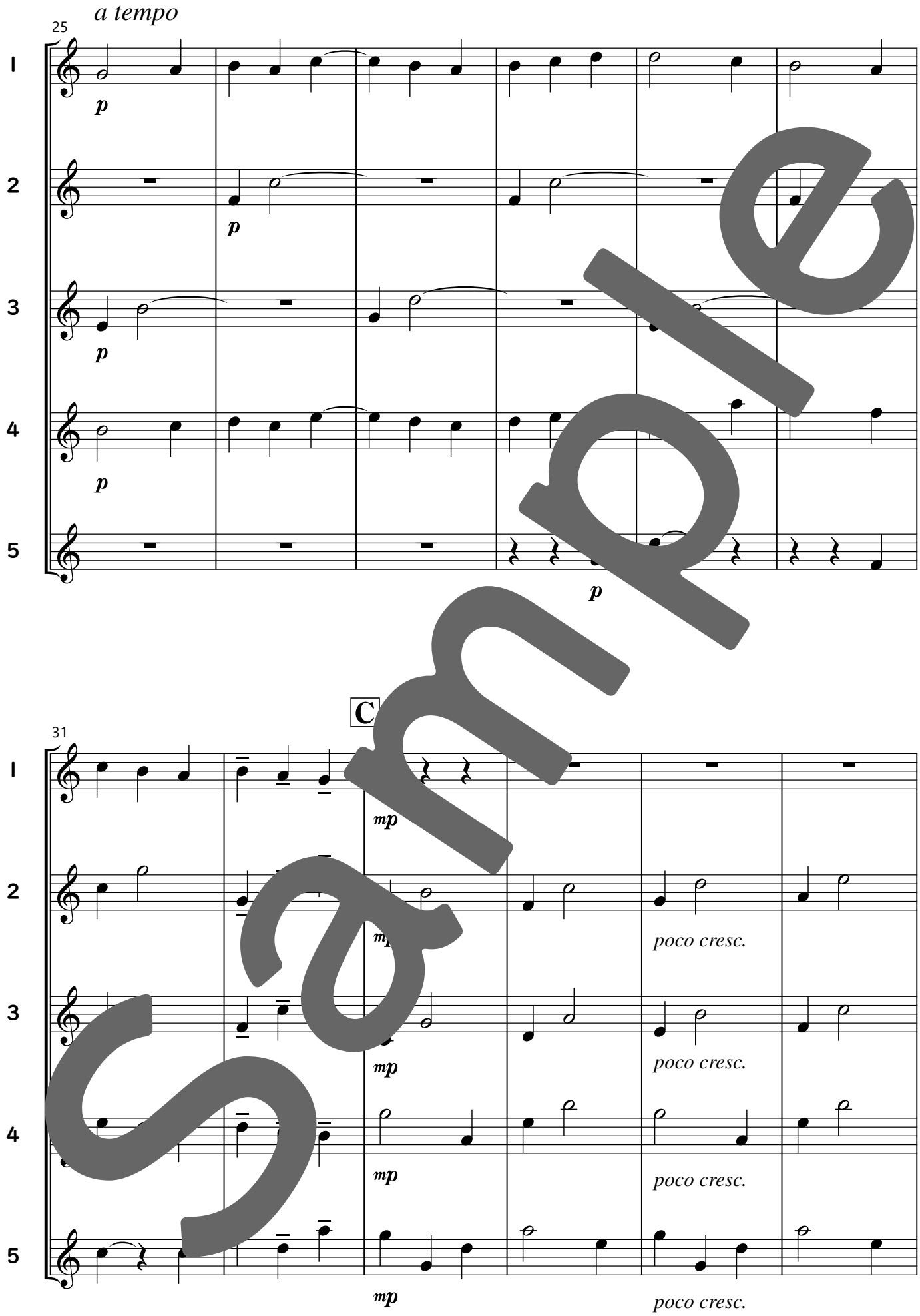

Sample

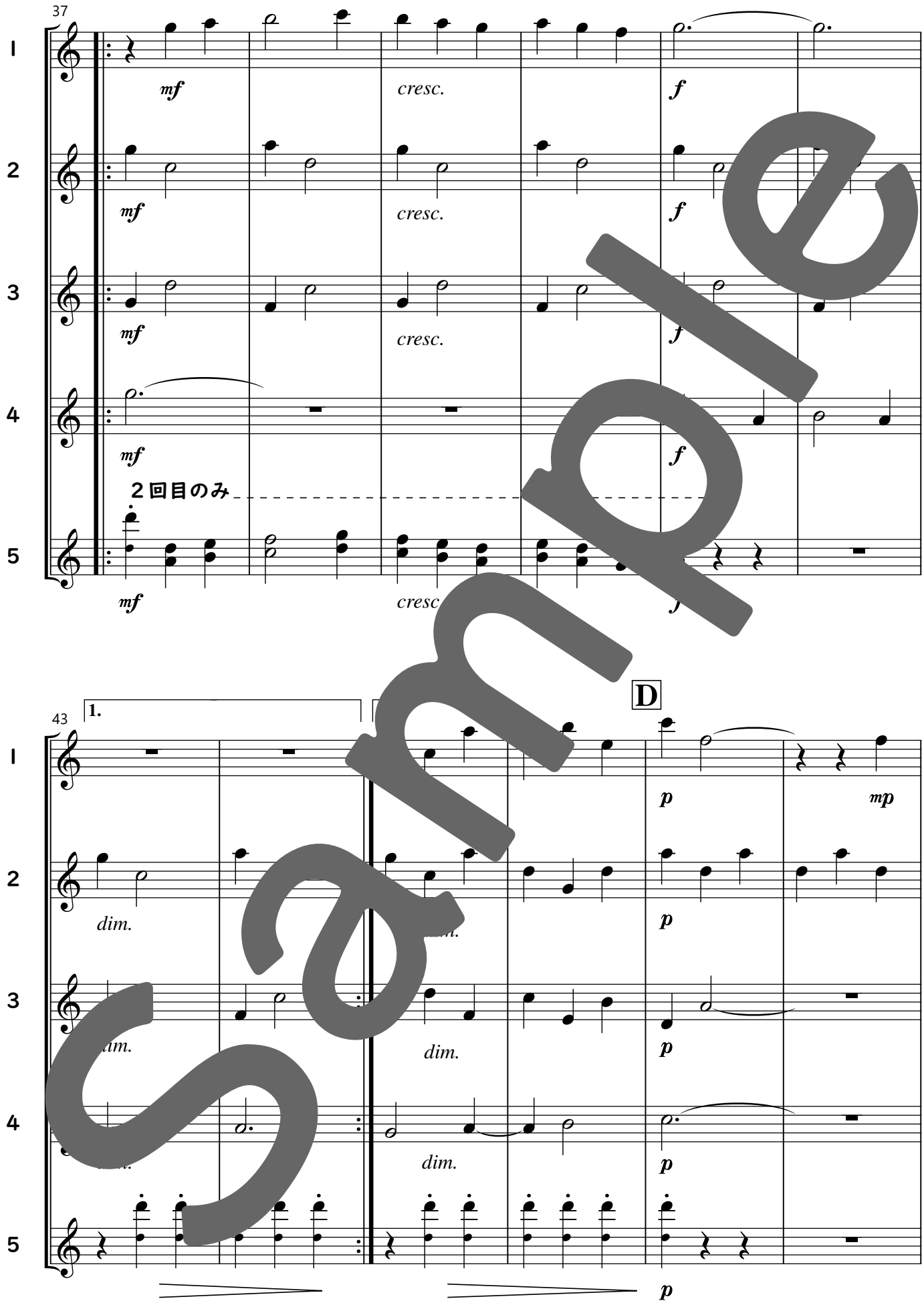

Sample

MAESTRO

Artistic music Publisher

「初等音楽科内容研究」実践組曲

打楽器アンサンブルのための

作曲：山口 哲人

第3楽章「第5学年及び第6学年」

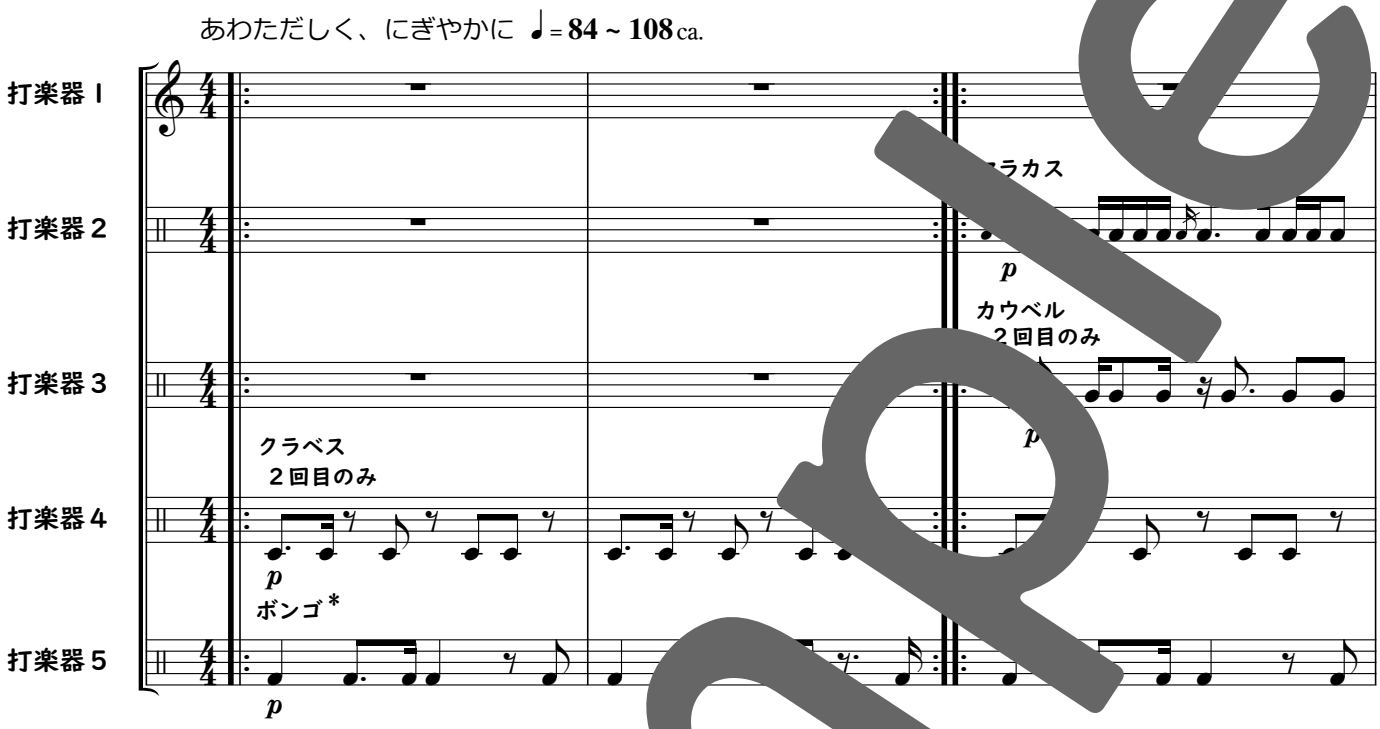

*またはコンガ、トム等

注：各パートを複数で演奏する場合、曲間で楽器[illegible]れている箇所では、
一部の奏者はそのまま持ち替えずに演奏を[illegible]ても良い。[illegible]干のアドリブ
を加えながら前と同じリズム音形を演奏[illegible]ること。

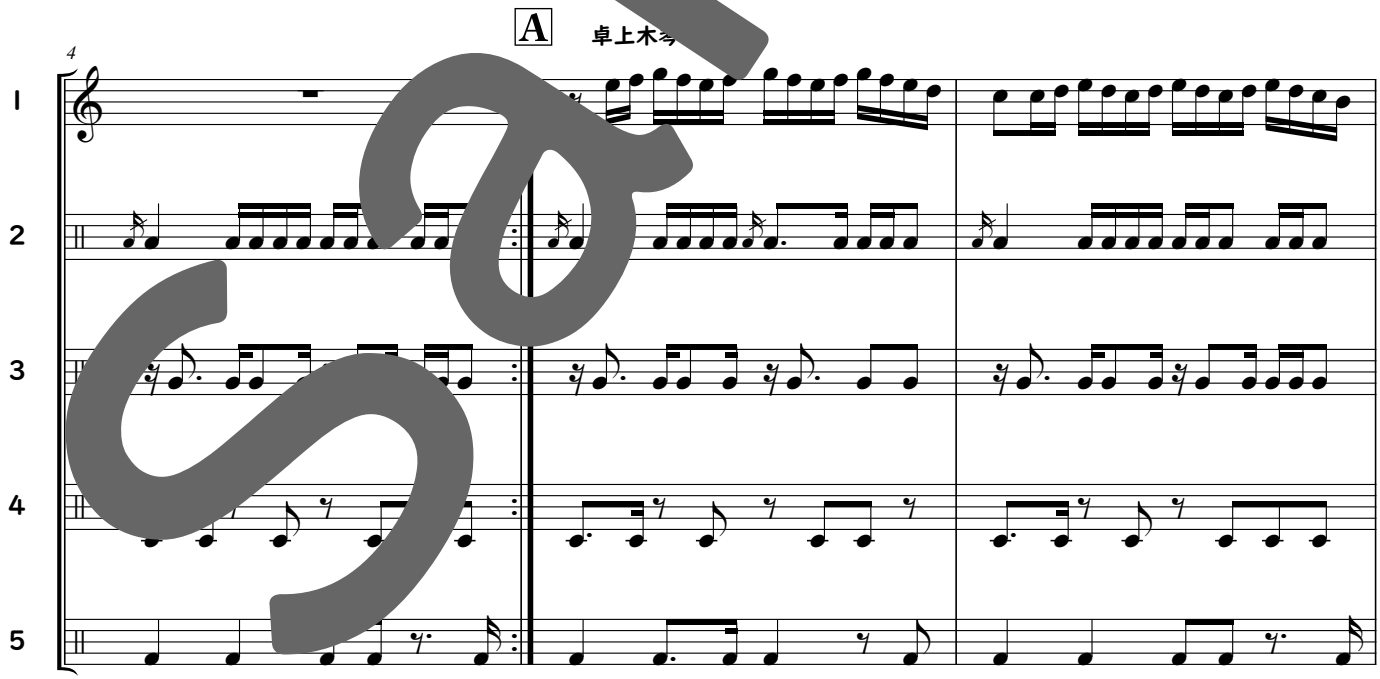

* 卓上木琴または鍵盤ハーモニカ、リコーダー等、その他管楽器

Sample

© 2025 MAESTRO, Inc.

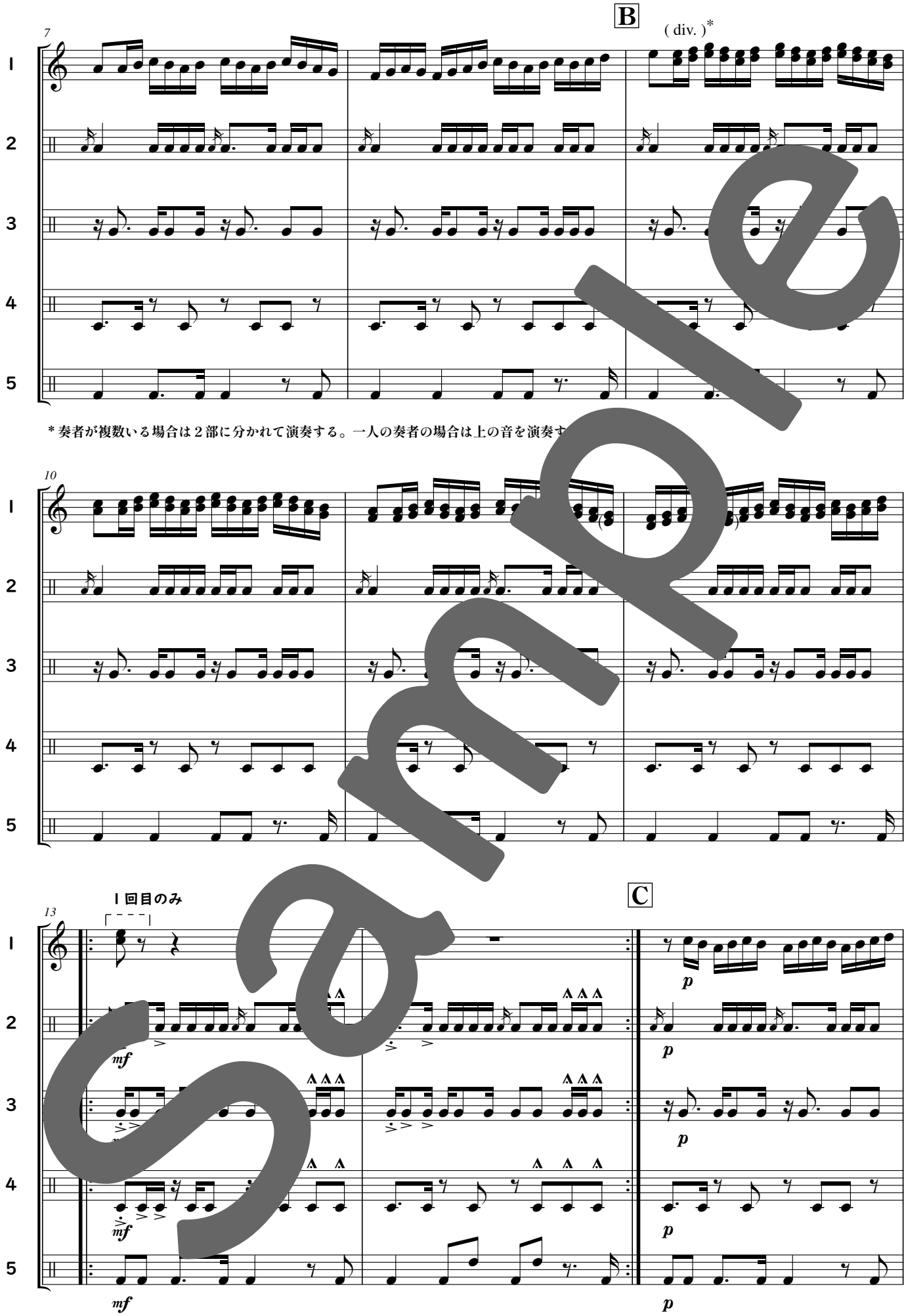

＊奏者が複数いる場合は２部に分かれて演奏する。一人の奏者の場合は上の音を演奏す

Sample

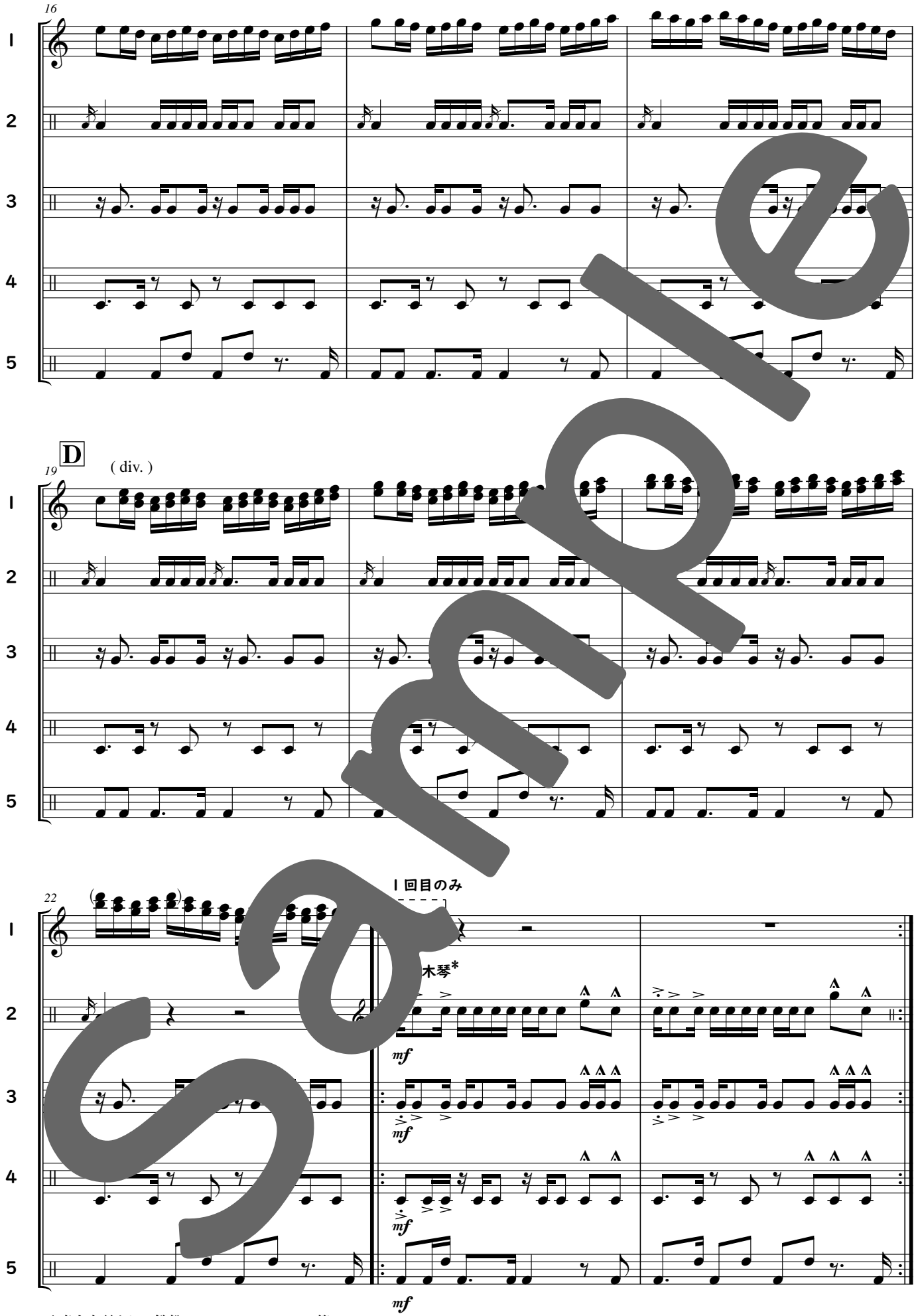

＊卓上木琴または鍵盤ハーモニカ、マリンバ等

Sample

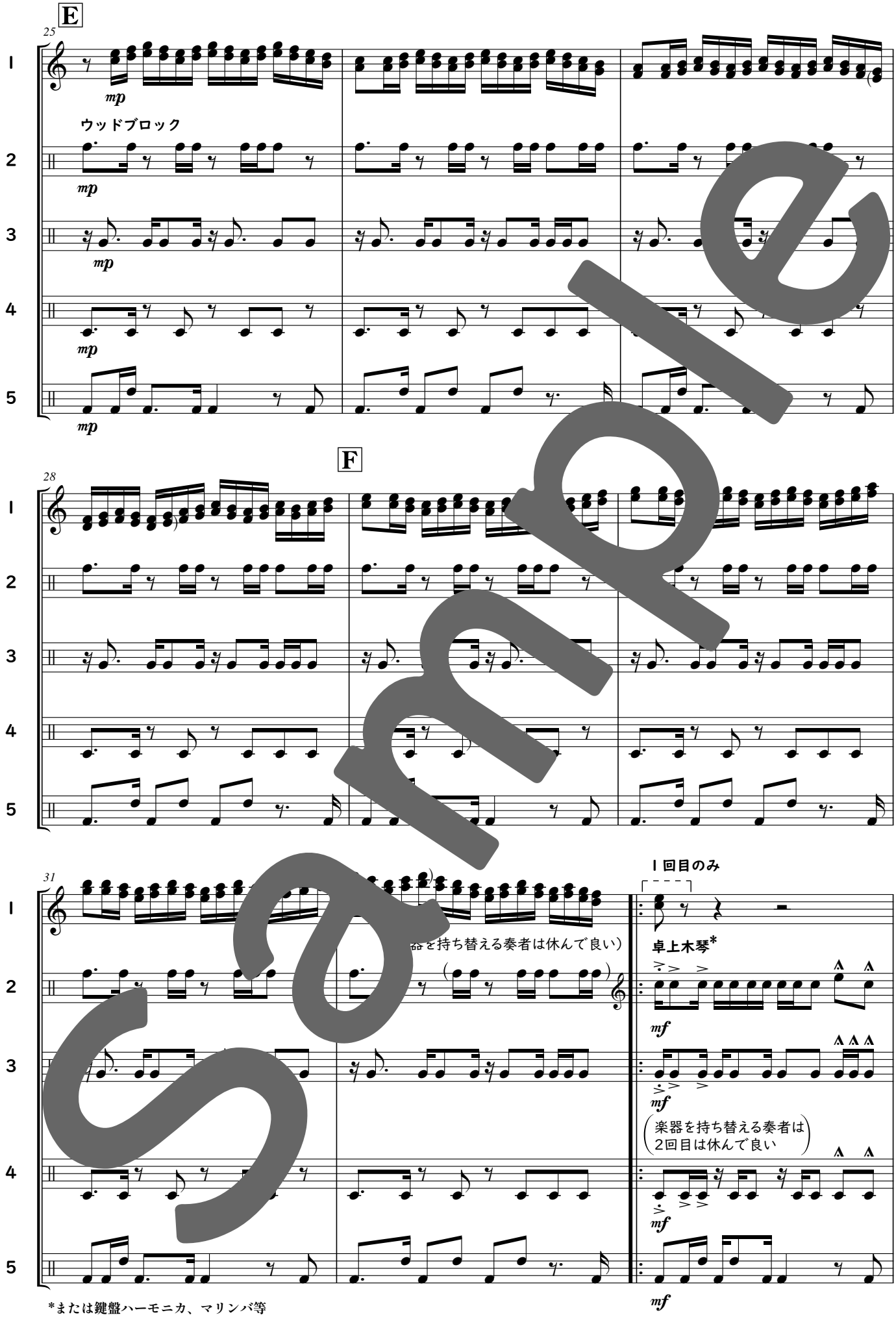
E
25
1
2
3
4
5
mp
ウッドブロック
F
28
31
器を持ち替える奏者は休んで良い）
1回目のみ
卓上木琴*
mf
楽器を持ち替える奏者は
2回目は休んで良い
*または鍵盤ハーモニカ、マリンバ等

Sample

MAESTRO

Artistic music Publisher